

環水大大発第 121205301 号
平成 24 年 12 月 5 日

各 { 都 道 府 県 }
 { 大気汚染防止法政令市 } 環境保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

石綿が使用されている建築物等の解体等作業に係る石綿飛散防止対策の対象事業場等の把握の促進について

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、石綿の飛散防止対策について、「石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について（通知）」（平成 17 年 7 月 12 日付け環管大発第 050712001 号）記（2）により労働局と連携して石綿含有建築物の解体等の作業状況を迅速に把握すること等をお願いしたところです。

については、全国から収集した関係法令に基づく届出情報の共有に関する好事例（別添 1）を参考に、必要に応じアスベスト対策の関係機関の連絡会議等を開催する等、関係する労働基準監督署及び建築部局（以下「関係機関」という。）と連携を密に図り、情報共有を促進していただくようお願いします。

関係機関との情報共有に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 8 条第 2 項第 3 号で行政機関の長は、利用目的以外の目的のために個人情報を提供することができることとなっていることをご承知ください。

また、「石綿を含有する建築物の解体等に係る届出について」（別添 2）を作成したので業務の参考にしてください。

なお、厚生労働省から「石綿等が使用されている建築物等の解体等の事業場等の把握の促進について」（別添 3）を労働局に通知していることを申し添えます。

(参考)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十八号）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

関係法令に基づく届出情報の共有に関する好事例

建設リサイクル法に基づく届出書に関する情報の共有に関する協定・依頼文書等について

参考事例 1：札幌市建設工事における資材の再資源化等に関する指導要綱（札幌市）

参考事例 2：建設リサイクル法の届出情報の利用協議について（申請）（仙台市）

参考事例 3：建設リサイクル法第 10 条に基づく届出書に関する情報の提供について（依頼）
（福島県）

参考事例 4：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出の情報提供について（依頼）（群馬県）

参考事例 5：データ利用承認申請書（神戸市）

参考事例 6：建設リサイクル法に基づく情報の提供について（依頼）（香川県）

参考事例 7：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・大気汚染防止法に基づく届出に関する情報提供について（依頼）（新潟労働局）

労働安全衛生法に基づく届出書に関する情報の共有に関する協定・依頼文書等について

参考事例 8：滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定（滋賀県）

参考事例 9：岡山労働基準監督署と岡山市による石綿除去工事等に係る対応指針（岡山市）

参考事例 10：徳島県における石綿含有建材を有する建築物解体等工事に係る連携実施要領（徳島県）

建設リサイクル法に基づく届出を受理する際の石綿の使用状況等の確認について

参考事例 11：分別解体等の計画等（埼玉県）

（石綿の有無及び関係法令の届出状況について明記させることとした届出様式）

参考事例 12：特定建設作業実施届確認表（明石市）

（届出を受理する際の石綿の有無及び関係法令の届出状況についてのチェックリスト）

石綿を含有する建築物の解体等に係る届出について

石綿を含有する建築物の解体等を行う際には次の届出を行う必要があります。

	レベル1 ・吹き付け石綿	レベル2 ・耐火被覆板 (ケイカル板2種) ・断熱材 (煙突、屋根折板) ・保温材	レベル3 ・スレート ・石綿含有岩綿吸音板 ・Pタイル ・ケイカル板1種 ・サイジング ・石綿セメント板
「工事計画届」 (14日前までに労働基準監督署長あて提出) <安衛法第88条第4項>	○ (耐火/準耐火建築物の除去作業)	—	—
「特定粉じん排出等作業届書」 (14日前までに都道府県知事等あて提出) <大防法第18条の15>	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	—
事前届出の実施 (工事着手7日前までに都道府県知事等あて提出) <建築リサイクル法第10条>	○ (特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画届けについて届出書に記載)		
「建築物解体等作業届」 (作業前に労働基準監督署長あて提出) <石綿則第5条>	○ (封じ込め/囲い込み及び耐火/準耐火建築物以外の除去作業)	○ (除去作業)	—

なお、届出漏れの予防や法の適正執行のため、届出いただいた内容について、建築リサイクル法・大気汚染防止法・労働安全衛生法等関係法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で左記法令を所管する機関もしくは部局間で情報提供が行われる場合があります。

厚生労働省・国土交通省・環境省

(H25.2)

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省安全衛生部化学物質対策課長

石綿等が使用されている建築物等の解体等の事業場等の把握の促進について

石綿ばく露防止対策の促進のためには、自治体等関係団体との連携を密にし、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る関係法令に基づく届出の情報を把握していく必要がある。

平成 17 年 7 月 28 日基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」第 2 の 1 により「地方公共団体には、対象事業場に係る各種の届出が行われることとされていることから、地方公共団体の各担当部署との連携を密にすること。」とされているところである。

今般、これら取組を一層促進するため、関係省庁担当部局と連携し、別添のとおり全国の好事例を集め、それぞれの担当部局から都道府県の関係部局に通知の上、当該事例をすることによるさらなる情報共有の促進をお願いすることとした。

については、別添事例を参考に、都道府県等に設置しているアスベスト対策の関係機関の連絡会議等を活用して、関係部署と連携を密に図り、情報共有を促進されたい。

なお、関係部署との協議に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 8 条第 2 項第 3 号に掲げる「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」は、行政機関の長は、利用目的以外の目的のために個人情報を提供することができることも踏まえ、都道府県等と必要な調整を行うこと。

併せて、関係省庁担当部局と合同で別添パンフレットを作成したので、窓口等で配布し、届出の履行義務確保を図られたい。